

【ケアハウス利用料】

【事務費】

利用者の前年度収入により、下記の事務費徴収額表(月額)のとおりとします。

事務費徴収額表 (月額)

対象収入による階層区分		本人からの事務徴収額 (月額)
1 階層	1,500,000 円以下	10,000 円
2 階層	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000 円
3 階層	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000 円
4 階層	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000 円
5 階層	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000 円
6 階層	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000 円
7 階層	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000 円
8 階層	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000 円
9 階層	2,200,001 円 ~ 2,300,000 円	40,000 円
10 階層	2,300,001 円 ~ 2,400,000 円	45,000 円
11 階層	2,400,001 円 ~ 2,500,000 円	50,000 円
12 階層	2,500,001 円 ~ 2,600,000 円	57,000 円
13 階層	2,600,001 円 ~ 2,700,000 円	64,000 円
14 階層	2,700,001 円 ~ 2,800,000 円	71,000 円
15 階層	2,800,001 円以上	全額 (72,300 円)

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念収入として確定することが適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 本人からの事務費徴収額（月額）は、上表によりもとめた額とする。

(注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から 30% 減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合 100 円未満は切り捨てとする。